



2015年5月27日

飯田市議会 議長 木下 克志 様

[請願者] 下伊那地区平和・人権・環境労働組合会議  
議長 岡本 佳宏  
飯田市丸山町1-8-6 労働会館内



[紹介議員] 飯田市議会 議員 清水 可晴



### 「戦争法」制定に反対する請願

#### 【請願趣旨】

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出し、審議が始まっています。

国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものです。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものに他なりません。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものです。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきました。

今回の2法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできません。

日本国憲法第9条は、国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄することを宣言しました。

戦後70年の節目にあたり、日本国憲法の先進的な意義こそを真摯にかみ締めるべきです。

私たちは、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、平和安全法制にかかる2法案の制定を断念することを強く求めるものです。

#### 【請願事項】

貴市議会において、国に対し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、平和安全法制にかかる2法案の制定を断念するよう求める意見書を提出されるよう請願します。

以 上



第3-3 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する  
意見書の採択を求める請願書

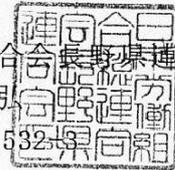
2015年5月27日

飯田市議会  
議長 木下 克志 殿

請願者

氏名 日本労働組合総連合会長野県連合会  
会長 中山 千弘

住所 長野県長野市県町532-49  
電話 026-234-1626



氏名 日本労働組合総連合会長野県連合会  
飯田地域協議会

議長 中島 修司  
住所 長野県飯田市丸山町8-6  
電話 0265-24-0030



紹介議員

福澤 清  
清水 可晴  
竹村 圭史



請願主旨

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。  
また、日頃は当長野県連合会の活動に対しまして、ご高配を賜っておりますことに深く感謝申しあげます。

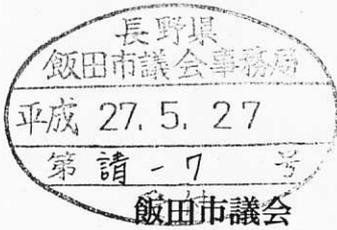
さて、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、2015年6月の貴議会において別紙の内容を柱とする意見書を採択の上、国会および関係行政庁に提出くださいますよう、要請申しあげます。

敬具



議長 木下 克志 様

2015年5月27日

請願者 飯伊平和委員会

代表 佐藤 功

住所 飯田市羽場権現979-3

紹介議員 後藤 荘一

## 平和安全法制整備法を撤回するように関係機関に意見書を提出することを求める請願

### 請願理由

安倍政権は、2015年5月15日、自衛隊の海外活動拡大を図る新たな「平和安全法制」法案を国会に提出しました。これらの法案は歴代政権が半世紀以上にわたって憲法9条の解釈として禁じてきた集団的自衛権行使を可能とするなど、我が国が平和日本として戦後堅持してきた安保政策の歴史的に転換し、「切れ目なく戦争を可能にする」体制に180度舵を切る内容です。

歴代の自民党政権は、「憲法9条の下において許容できる自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」とし、集団的自衛権の行使は「違憲」としてきました。したがって、今回のような憲法の根幹をゆるがす「平和安全法制」法案は、本来なら国会を解散し国民の信を問うべき重大な政策転換です。それをまとめて、わずか数時間の閣議で決定して国会に提出することは、民主主義国家として逸脱していると言わざるをえません。

これら「平和安全法制」法案は自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動（PKO）協力法などの改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の「後方支援」を随時可能とする新法「国際平和支援法案」の2本から構成されています。その一つひとつは複雑な法案で理解が困難となっており、その法案が11もあって、煩雑すぎて理解に時間がかかる法案となっています。どの世論調査を見ても、国民の大半は法案の半分も理解できていません。国の未来を左右する程の法案であり、国民的に理解し討論する事が重要ですし、そもそも一つひとつが非常に重要な11もの法案を、まとめて国会審議するなど、絶対にあってはならないことです。政府は「全ての法案が密接に関連しているため」などと説明をしていますが、どの法案をとってみても、日本の戦後70年の枠組みを方向転換させる程の内容であり、一つひとつ慎重に審議すべき内容です。

憲法の立憲主義・平和主義に違反し、民主的手法なく決定し、国民の理解・討論がされていない状況である以上、国においては、「平和安全法制」法案を撤回することを強く要請するものです。

### 請願事項

「平和安全法制」法案を撤回することを求める意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出してください。